

御注意

給与支払報告書
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

R 6		R 7			
F		F		F	
非課税		非課税		非課税	
他市課税		他市課税		他市課税	

◎異動があった場合は、翌月の10日までに提出して下さい。

柏市長あて		（特別徴収義務者） 給与支払者	住所（居所）又は所在地	〒 -										特別徴収義務者番号					※市町村ごとに異なります										
令和 年 月 日提出			フリガナ											※1 整理番号															
			氏名又は名称											連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号															
			代表者の職氏名																										
			個人番号※2 又は法人番号																										
給与所得者				受給者番号	フリガナ									異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法				退職した年の1月から退職時までの給与支払額										
				(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異動年月日																			
				円		月から		月から																					
						月まで		月まで																					
						円		円																					
				氏名		〔旧姓〕																							
				生年月日		昭和・平成 年 月 日																							
				個人番号※2																									
				1月1日現在の住所																									
				給与の支払を受けなくなった後の住所																									

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	1. 異動が 年12月31日までで、申出があったため (月 日 申出)				相続人の氏名等							
	2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため。				氏名							
徴収予定	徴収予定月日		徴収予定額 上記(ウ)と同額									
			円									
				住所				続柄				
				電話								

1. 退職
2. 転勤
3. 合併
4. 休職
5. 育児休業
6. 長期欠勤
7. 死亡
8. 会社解散
9. 住所誤報
10. その他 (特別徴収不可)
※10. その他を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。
1. (普B) 他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)
2. (普C) 給与が少なく税額が引けない
3. (普D) 給与の支払が不定期
4. (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)

◎転勤（転職）等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では				※市役所使用欄	納通・更正簿不要サイン ☐			
新しい勤務先の住所（居所）又は所在地			氏名	月分から徴収し、納入します。					リストOK ☐			
フリガナ			電話	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。					簡易通知 ☐			
氏名又は名称				納入書 要 ・ 不要					納入書 ☐			
代表者の職氏名		法人番号	(内線)						しおり ☐			
受給者番号												

◎ 1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

【提出先】〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市財政部 市民税課 特別徴収担当

退職した従業員の給与支払報告書を翌年1月末までに提出して下さい。